

動物実験の法制度改善に向けて

動物実験とは

日本では年間 1000 万匹以上の哺乳類が医薬品、農薬、工業薬品、食品添加物、化粧品やバス・トイレタリー製品その他の日用化学品の開発、あるいは臓器移植その他の先端医療、脳研究、公害毒性試験、教育実習等々のために日々使用され、殺されています。動物実験はこれらの目的のために、動物に意図的に障害や疾病を与えたり、解剖したり、毒を飲ませたりする行為です。

日本の動物実験のシステムと問題点

日本では下記のように法的な規制が全く無いため、動物実験は各大学・研究所・企業等の自主規制に委ねられています。自主規制の内容は主に、動物実験指針、動物実験委員会、教育制度等ですが、いずれも各機関毎に任意の内容であり、動物実験指針や動物実験委員会の設置率は7割にも満たないというデータ(2004年環境省調査)もあります。また、学術論文等に表現される範囲や最近施行された情報公開法による国立機関への開示請求以外には、一般市民がその内容を評価することはできず、また、法的根拠が無いため、行政による実態把握・指導すらほとんど行うことができません。

日本の動物実験に関する法律

日本で人の占有下にある動物を保護する法律は、唯一、昭和 48 年に制定され、平成 11 年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」(全 31 条)だけです。この中で動物実験に関する項目は、苦痛の軽減と安楽死に関する理念的な努力規定をうたったわずかに 1 条文(第 24 条)があるのみです。平成 11 年の改正時には、40 万人以上集まった署名の 1 項目である市民団体からの動物実験規制案に対し、業界団体の反発により、動物実験については何一つ手付かずで終わってしまいました。この法律は施行後 5 年を目処とした見直しが付則に定められており、平成 17 年の通常国会での改正が予定されています。

欧米では

欧米諸国では、それぞれの国より法体系は異なりますが、実験計画の許可制、施設の許可制、実験者の免許制、査察制度、記録の保管、特定分野の動物実験禁止、動物保護団体の委員会への参加、麻酔や安楽死に関する詳細規定、指針策定義務等の法規制が課せられています。これらの実質的な法規制が何一つ定められていないのは、先進国中、唯一日本だけです。

法改正のポイント

法改正に当たっては、実験動物を保護するために実験実施者や管理者が守るべき最低限の義務、行政による現地調査、一般市民への情報公開に関する視点が絶対に欠かせない点であると考えます。

私達について

私達はこれらの法制度に関する関連業界/動物保護団体双方の議論の遅れを憂え、また関連省庁や政党の議論を促すため、事態の重要性に鑑み、現状を一刻も早く改善するために、この際、日頃の対立を超え、大局的な観点に立ち、一般市民はもちろん、関連業界の方々にも十分受け入れられるであろうと思われる最低限の提案をまとめました。そしてこれらの提案を今回の動物愛護法見直しにあたり、幅広く共同提案とすべく、広く動物実験/実験動物関連業界や一般の方々からも賛同を募ることと致しました。どうか皆様の暖かいご理解、ご協力、ご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

法改正に向けたお願い

1. 別紙の「私達の提案」にご賛同いただける方は下記へ個人/団体の別、お名前(個人は匿名やハンドルネームも可)、ご職業または肩書き、ご意見(200字以内)、HPのURL(お持ちであれば)、ご連絡先メールアドレスをお書き添えの上、下記 E-mail アドレスへご連絡ください。ネット上の公開署名として、国会議員への働きかけ等に活用させていただきます。特に関連業界の方々からの勇気と誠意あるご賛同をお待ちしております。
2. 別紙の署名集めにご協力ください。衆参両議院へ提出させていただきます。
署名送付先：〒150-8944 東京都渋谷区渋谷 2-15-1 SP 277 動物実験の法制度改善を求めるネットワーク
3. 地元の国会議員へメール、手紙等で働きかけてください。本法改正は議員立法で提案される予定のため、実質的には各政党が素案をまとめます。各政党では既に本法改正のための委員会を設けていますので、国会議員であれば誰でもこの問題に直接関わることができます。地元の議員の連絡先についてはインターネット等で簡単に検索することができます。

詳細については下記 HP をご覧ください。

動物実験の法制度改善を求めるネットワーク
<http://homepage2.nifty.com/jikken-houseido/>
jikkenhousei@nifty.com

私達の提案

私達は「動物の愛護及び管理に関する法律」に下記改正項目を加えることを求めます。

1. 倫理委員会の設置

各施設・機関内に動物福祉の観点から実験計画を審査する倫理委員会の設置を義務付ける。

また倫理委員会の最大の目的は3R原則に基づいた動物福祉を実現することであることを明確に規定する。

<導入によるメリットと趣旨>

所定の手続きを経ずに行う明らかにずさんな動物実験を無くすることができる。

<実現の容易性>

大学をはじめほとんどの機関は既に自主的動物実験委員会を設置している。

2. 施設の届出(登録)

動物実験施設及び実験動物繁殖・飼育施設を自治体への届出(登録)制とする。

<導入によるメリットと趣旨>

現在、公の情報の全く無い施設の所在や規模、飼養動物種数、その他動物の福祉・管理に関わる情報を行政が把握することができ、不適切な施設に対する改善指導等が行い易くなる。

<実現の容易性>

兵庫県では条例で既に平成5年から実施されている。

また動物取扱業に対しては現行法で既に自治体への届出制が定められている。

3. 立ち入り調査

自治体の担当職員により、定期的、及び必要に応じて実験動物の飼育状況や倫理委員会の運用状況を調査させる。

<導入によるメリットと趣旨>

獣医等の適切な資格を持ち、かつ中立の立場である行政職員の調査を受けることにより、第三者の目から施設の運用状況を評価することができる。

<実現の容易性>

各自治体では既に獣医等の資格を持った動物愛護担当職員を置き、動物取扱業に対する立ち入り調査を行っている。

また医薬品等の安全性試験を行うGLP施設では試験データの信頼性保証を目的として、既に厚生労働省他による査察が行われている。

4. 記録の保持と報告

関連記録の保持と自治体への報告を義務付ける。

<導入によるメリットと趣旨>

動物実験/実験動物に関する情報を行政が収集・統計することにより、将来の動物福祉政策の参考になるとともに、行政を通じた情報提供・公開により、一般市民による評価をある程度可能とすることができる。

<実現の容易性>

医薬品等の安全性試験を行うGLP施設では(試験データの信頼性保証の観点から)既に関連記録の保持が義務付けられている。また現状でも国立機関の関連記録は情報公開法により、直接一般市民への情報公開が行われている。

5. 3Rの明記

EUやOECDの規定をはじめ、世界的に認められ、採用されている、動物実験の3R原則(数の削減、苦痛の軽減、代替法の使用)を明記する。

<導入によるメリットと趣旨>

動物実験の基本原則を明確にすることにより、不必要な実験や苦痛を避けることを徹底させる。

<実現の容易性>

現行法第24条には既に苦痛の軽減の趣旨については取り入れられている。

氏名	住所	印

署名送付先：〒150-8944 東京都渋谷区渋谷 2-15-1 SP 277
動物実験の法制度改善を求めるネットワーク宛
<http://homepage2.nifty.com/jikken-houseido/>
jikkenhousei@nifty.com